

第31回行田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

日 時：令和3年5月28日（金）

午前11時30分～

場 所：306

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

4 協議事項

(1) 公共施設の貸し出しについて

5 その他

6 閉 会

第31回 行田市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和3年5月28日（金）11：30～11：44 場 所：306会議室

出席者：市長、副市長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、環境経済部長、健康福祉部部長、
都市整備部長、建設部長、学校教育部長、消防長、議会事務局長、秘書課長、危機管理課長

内 容

1 開 会（副市長）

2 市長あいさつ

まん延防止等重点措置が延長される方針である。職員は引き続き気を付けていただきたい。

3 報告事項

（消防長）報告事項を申し上げます。

過日、菅首相コロナワクチン接種の打ち手の確保について、歯科医師を認めたことに続き、臨床検査技師と救急救命士を加えたいという発言があった。さらに、5月25日の加藤官房長官の会見で歯科医師に加え、人体に針を刺す行為を行っている臨床検証技師と救急救命士について、ワクチン接種の実施について検討することとしたとの発表があった。これを受けて、総務省消防庁から全国消防協会へ説明された内容が県から情報提供されたので報告する。内容は、救急救命士のワクチン接種について5点ある。1点目、法的整理、違法性の阻却について、厚生労働省にて関係法令について検討中であるとのこと。2点目として対象の救急救命士及び研修について、救急救命士による接種が実施されることになった場合に、派遣する救命士については、現場活動に従事する救命士ではなく、資格を持つ日勤職員やOB等の活用を想定しているとのこと。接種に伴う事前研修については、厚生労働省で検討中であるとのこと。現在、行田市消防本部では、33名の救急救命士資格所有者がおり、うち5名が日勤職員となっている。3点目、責任問題については、接種に伴う事故について、救命士本人が責任を負うようなことはない。各接種会場の実施主体である、県知事、市町村長の責任において、実施することになるとのこと。接種を行う場合は、医師の管理下において実施することになり、事前の問診、接種後の体調不良者の対応は医師が行うとのこと。4点目、労務管理について消防庁において、勤務や手当等の取扱いについて検討中であるとのこと。

5点目、その他として3点、1点目、現時点で、消防庁から各本部に救命士の派遣依頼をすることはない。2点目として歯科医師が現在ワクチン接種を実施しているが、検討から接種実施に至るまで、約1カ月を要し、救命士がワクチン接種実施に至るまでも、同等の時間を要することが、思慮されるとのこと。3点目として全国消防長会会長から、各消防本部の実情に応じ、適切な対応をしていただくよう申し入れたとのこと。以上、報告とさせていただきます。

4 協議事項

(1) 公共施設の貸し出しについて

（副市長）

6月20日まで延長ということで支障がなければ現在の現状を継続としたいと考えるが、いかがか？

個別に施設をお持ちの部長から何かありますか？なければ、継続ということで、感染防止に努め

いただきよろしく願います。その他、何かありますか？

(危機管理監) 各施設のホームページの修正については、今日の16時までには修正をお願いする。

更新については、明日の午前9時半にする。防災行政無線についても、明日の12時15分に放送を流す。

(副市長) これまで埼玉県のみん延防止の対象地域になっていた自治体については、飲食店プラスというステッカーを貼ってより一層の感染対策の啓発をしていたが、今回県下全域を対象とすることになった。それについては、行田市商工会議所並びに市の環境経済部で県からの依頼を受けて進めるという通知が来ているので、何か問い合わせがあったらお話をいただけると助かる。

(健康福祉部長) 本日75歳、74歳、約2,100名の接種予約のご案内を発送する。明日以降、来週になると思いますが、問い合わせ等の対応をよろしく願います。明日、5月29日は、集団接種会場のオープンの日になる。各部から応援をいただいて感謝している。

(副市長) 問い合わせ等多くなると思うが、引き続き丁寧な対応をお願いしたい。

(市長) 副市長、部長が壮幸会に行き、協力を得られることになった。問い合わせが多くなると思うが、時間ずらせば予約はできることは丁寧に話していただきたい。

5 閉会

公共施設の利用について

公共施設の利用については、飲食や飛沫が発生する活動の自粛など、一部利用の制限をしておりますが、埼玉県のみん延防止等重点措置等が延長されたことを受けて、5月31日(月曜日)まで利用制限を継続することといたしました。

施設ごとに利用制限の内容が異なりますので、詳細は各施設のホームページでご確認ください。

また、利用される皆様には、下記の感染防止策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

公共施設の利用にあたっての感染防止策

【飛沫感染リスクへの対応】

- 来館者にマスクの着用、咳エチケット、手洗いなど感染予防策の徹底を依頼する
- 施設内に飛沫防止シートを適切に設置する
- 受付職員はマスクを着用し、常時手指消毒を励行する

【密接を避けるための対応】

- ソーシャルディスタンスを確保するため、施設や部屋に応じた利用人数を設定する
- 状況によって、滞在時間や入場人数を制限する

【接触感染リスクへの対応】

- 出入り口にアルコール消毒液を設置する
- 複数の人が触れる場所の消毒を励行する
- パンフレットなどの配布物を手渡しせず、据え置き方式とする

【密閉空間を避けるための対応】

- 換気を励行する(複数の窓、ドアを開けるなど)

【入館時の対応】

- 咳、熱の有無について確認する(37.5度以上は入館自粛)
- 施設によっては、利用者受付簿への記入をお願いする
- 代表者には、出席者の連絡先などの把握を確認する

【職員の衛生対策】

- 手洗いとマスクの着用を徹底する
- 健康管理を徹底する

【周知について】

- 体調不良時は、来館をご遠慮いただくことやマスクの着用について、館内掲示する

施設一覧

福祉関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
老人福祉センター「大堰永寿荘」	048-557-2486	5月31日(月曜日)まで休館
老人福祉センター「南河原荘」	048-557-2105	5月31日(月曜日)まで休館
児童センター (外部サイトへリンク)	048-554-5706	利用人数の制限あり
地域子育て支援センター きっずプラザあおい	048-553-5701	利用人数の制限あり

2021/5/28

行田市／公共施設の利用について

地域子育て支援センターなごみ (外部サイトヘリンク)	048-553-6333	利用人数の制限あり
つどいの広場 (はすのこ・ひがし・みなみ かわら・さくら・さきたま)	子ども未来課(内線292)	利用人数の制限あり
ヴェールカフェ (旧忍町信用組合店舗)	子ども未来課(内線286)	利用人数の制限あり
総合福祉会館「やすらぎの里」 第1研修室、第3研修室、交流創作室、 ボランティア団体活動支援室、福祉団体活動支援室 (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	利用人数の制限あり
総合福祉会館「やすらぎの里」 第2研修室(カラオケルーム)、調理実習室 (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	5月31日(月曜日)まで利用停止
総合福祉会館「やすらぎの里」 機能回復訓練室 (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	利用人数・時間の制限あり
総合福祉会館「やすらぎの里」 プール (外部サイトヘリンク)	048-557-5400	利用人数・時間の制限あり
総合福祉会館「やすらぎの里」 地域活動支援センター	048-557-5400	
総合福祉会館「やすらぎの里」 児童デイサービスセンター	048-557-5400	

コミュニティ関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
コミュニティセンターみずしろ	048-554-6797	利用人数・時間の制限あり
コミュニティセンターみずしろ分館	048-554-6797	利用人数・時間の制限あり
コミュニティセンター南河原	048-557-0001	利用人数・時間の制限あり
市民活動サポートセンター	048-598-8616	
VIVAぎょうだ (男女共同参画推進センター)	048-556-9301	利用人数・時間の制限あり
西部コミュニティ広場	地域づくり支援課(内線251)	

商工観光関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
商工センター (外部サイトヘリンク)	048-553-0510	利用人数・時間の制限あり
観光案内所(JR行田駅前)	行田おもてなし観光局 (048-577-8442)	
バスターミナル観光案内所	行田おもてなし観光局 (048-577-8442)	
観光情報館「ぶらっと♪ぎょうだ」	行田おもてなし観光局 (048-577-8442)	
行田市観光ガイドステーション	商工観光課 (内線382・389)	

図書館・公民館・郷土博物館

施設名	問い合わせ	備考
教育文化センター 「みらい」文化ホール (外部サイトへリンク)	048-556-2649	利用人数・時間の制限あり
図書館 (外部サイトへリンク)	048-556-4227	利用人数の制限あり
中央公民館 (外部サイトへリンク)	048-556-2649	利用人数・時間の制限あり
各地域公民館 (外部サイトへリンク)	各地域公民館または中央公民館(048-556-2649)	利用人数・時間の制限あり
郷土博物館	048-554-5911	利用人数の制限あり

スポーツ関係の施設

施設名	問い合わせ	備考
総合体育館(行田グリーンアリーナ)会議室、研修室 (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
総合体育館(行田グリーンアリーナ)メインアリーナ、サブアリーナ、卓球室、柔道場、剣道場、ランニングコース (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
総合体育館(行田グリーンアリーナ)トレーニング室 (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	利用人数・時間の制限あり
総合公園(弓道場) (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
総合公園(野球場、自由広場、多目的広場、第2自由広場、庭球場) (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
市民プール(室内25mプール) (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
門井球場 (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	
富士見公園(野球場、庭球場) (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	利用人数の制限あり
下須戸運動場 (外部サイトへリンク)	総合体育館(048-553-3377)	

その他の施設

施設名	問い合わせ	備考
古代蓮会館 (外部サイトへリンク)	048-559-0770	利用人数の制限あり
古代蓮の里(うどん店、売店) (外部サイトへリンク)	048-559-0770	利用人数の制限あり
総合公園管理事務所 (外部サイトへリンク)	総合体育館 (048-553-3377)	利用人数の制限あり
産業文化会館ホール (外部サイトへリンク)	産業文化会館(048-556-6371)	利用人数の制限あり
産業文化会館第1・2・3会議室、創作室 (外部サイトへリンク)	産業文化会館(048-556-6371)	利用人数の制限あり
はにわの館 (外部サイトへリンク)	産業文化会館(048-556-6371)	利用人数の制限あり
地域交流センター	048-559-1399	利用人数の制限あり

2021/5/28

行田市／公共施設の利用について

南河原隣保館	048-557-3334	利用人数の制限あり
埋蔵文化財センター	文化財保護課(048-553-3581)	利用人数の制限あり
八幡山古墳石室	文化財保護課(048-553-3581)	
南河原石塔婆覆屋	文化財保護課(048-553-3581)	

緊急事態延長きよう決定

5/8(金)読売 9都道府県 20日まで

政府方針



菅首相
質問に答える菅首相
(27日、首相官邸で)

政府は28日、新型コロナウイルス対策として東京、大阪など9都道府県に発令中の緊急事態宣言について、今月末で切れる期限の延長を決める。沖縄県の期限にそろえ、6月20日まで延ばす方針だ。酒を提供する飲食店への休業要請などの感染対策は継続する。

菅首相は27日夜、正式決定する。菅首相は27日夜、感染状況について「東京、大阪など減少傾向は見られるものの、全体として予断を許さない状況だ」と述べた。

首相官邸で記者団に語った。これに先立ち、首相は田村厚生労働相ら関係閣僚と延長幅などを協議した。宣言が延長されるのは、北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡の9都道府県。このうち東京、京都、大阪、兵庫の4都府県は再延長となる。内閣官房の26日時点のまとめでは、9都道府県の新規感染者数は、京都、兵庫を除き、最も深刻な「ステージ4」のままだ。

一方、宣言に準じる「まん延防止等重点措置」についても、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県への適用期限を今月末から6月20日に延長する。

示す指標	感染状況を 示す指標		新規感染者数※
	確保率	重症患者	
ステージ3	20%	20%	15人
ステージ4	50%	50%	25人
北海道	57	37	77
東京	36	44	31
愛知	69	62	45
大阪	65	51	28
兵庫	60	70	20
京都	58	37	22
岡山	69	72	32
広島	96	34	41
福岡	79	53	38

内閣官房の資料を基に作成。5月26日時点。※直近1週間、人口10万人あたり

菅首相は27日夜、正式決定する。菅首相は27日夜、感染状況について「東京、大阪など減少傾向は見られるものの、全体として予断を許さない状況だ」と述べた。

首相官邸で記者団に語った。これに先立ち、首相は田村厚生労働相ら関係閣僚と延長幅などを協議した。宣言が延長されるのは、北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡の9都道府県。このうち東京、京都、大阪、兵庫の4都府県は再延長となる。内閣官房の26日時点のまとめでは、9都道府県の新規感染者数は、京都、兵庫を除き、最も深刻な「ステージ4」のままだ。

一方、宣言に準じる「まん延防止等重点措置」についても、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県への適用期限を今月末から6月20日に延長する。

蔓延防止措置、5県で6月20日まで延長

5/27(木) 20:08 配信 1345



政府は27日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言と同様の措置がとれる「蔓延（まんえん）防止等重点措置」が適用されている8県のうち、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県の期限を6月20日に延長する方針を固めた。同月13日が期限の群馬、石川、熊本の3県に関しては変更しない。



閣議に臨む（左から）小此木八郎国家公安委員長、赤羽一嘉国交相、茂木敏充外務相、菅義偉首相、麻生太郎副総理兼財務相、河野太郎行政改革担当相、田村憲久厚労相＝18日午前、首相官邸（春名中撮影）

28日午前に専門家らで構成する基本的対処方針分科会に諮り、了承が得られれば同日午後の政府対策本部で決定する。

まん延防止

5/27 (水)
読売

延長で対策強化へ

県立高に看護師派遣

県は26日、今月末を期限としていた新型コロナウイルス対策の「まん延防止等重点措置」について、3週間より1か月程度延長するよう政府に要請した。政府が延長を決めれば、県は近く対策本部会議を開き、ワクチン接種体制やクラスター（感染集団）対策の強化を柱とした、感染拡大防止策の新たな「強化パッケージ」（大野知事）を決定する方針だ。

新型

コロナ

重点措置が延長となった場合も、さいたま市や川口市など15市町の対象地域は変更せず、それ以外の地域も含めた飲食店への時短営業や、酒類の終日提供停止などの要請も継続する。県は新たなクラスター対策も実施し、県立高校に感染症認定看護師を派遣するほか、業界別にこれまで起きた具体的な感染事例をまとめて事業者団体に示し、対策を促す。政府が改定す

る基本的対処方針を踏まえ、28日にも対策本部会議を開いて正式決定する。

大野知事は要請に先立ち、緊急事態宣言下の東京都知事や、重点措置下の神奈川県、千葉両県知事と協議して、「感染者は高水準で推移し、変異株に流行の主体が置き換わるなど予断を許さない厳しい状況が続いている」との認識で一致。1都3県で歩調を合わせ、重点措置の延長を要請することにした。

大野知事は要請後、「なんと今度の延長で感染を抑えこみたい。措置期間中に適用市町を縮小した

り、全面解除したりできるような頑張りたい」と強調した。ただ、早期解除により、感染が再び拡大して「ワクチン接種体制を阻害すれば、本末転倒」とも述べ、慎重に見極める考えを示した。